

第5回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会

日 時 令和7年8月13日(水) 午前10時30分～
場 所 前原暫定集会施設 A会議室
出席委員 4人
部会長 水津 由紀 委員
委 員 喜多 明人 委員 小峰 優子 委員 亀山 久美子 委員
欠席委員 0人

事 務 局 子ども家庭部長 堤 直規
児童青少年課長 平岡 美佐
児童青少年係長 清水 康之
児童青少年課主査 永井 桂

傍 聴 者 0人

1 開会

平岡課長

定刻を過ぎてまいまして、大変申し訳ございません。本日はお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、第5回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会を始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、事務局から2点御案内させていただきます。

初めに、本日の配付資料についてでございますが、次第のほか、次第の下部に配付資料の一覧を記載しておりますので御確認いただきまして、不足等ありましたら事務局までお申出ください。

なお、喜多委員から御提出いただいた資料も本日、参考資料としてお配りをしてございます。1ページ目のタイトルが「小金井市子どもの意見表明・参加の仕組みに関する具体案」と書かれているものです。こちらの資料につきましても、不足等ありましたら、事務局にお申出ください。

また、会議録作成のため、会議内容を録音させていただいておりますので、発言の際にはお名前をおっしゃっていただいてから御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、議題に入りたいと思いますので、ここから部会長に進行をお願いいたします。

2 議題

水津部会長

ありがとうございます。皆さん、おはようございます。部会長の水津です。

ただいまから第5回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会を開会させていただきます。

それでは、早速、本日の議題に入っていきたいと思います。議題(1)子どもの権利の日についてを議題とします。初めに、事務局から説明をお願いいたします。

永井主査

事務局でございます。まずは、資料1、子どもの権利の日に係る児童・生徒のアンケート結果についてを御覧ください。次第の次に置いてあるかなと思います。

前回会議において、市民の子どもの権利の認識を高めるために、小金井市で子どもの権利の日を制定すること、そして、制定自体は令和8年度になりますが、今年度、令和7年度は1年かけて準備を行うということをお伝えしました。その準備の1つとして、まず、子どもの権利の日のアンケートを実施しました。

資料1の項番2、子どもの権利の日アンケート結果(速報値)のところを御覧ください。こちらにも書かれているとおり、アンケートの対象として、市内の市立小学校6年生、それから市立中学校全生徒にアンケートを実施いたしました。

実施期間は令和7年7月11日から7月18日まででした。

実施方法ですが、こちらにも記載されているとおり、児童や生徒に配付されているタブレット端末から無記名で御回答いただいております。

調査者数は、令和7年7月1日現在の在籍数になりますが、3,343人、回答総数としては2,720人、この短い期間にもかかわらず、多くの子どもたち

に回答をいただきました。

資料1の(2)アンケート結果のところを御覧ください。子どもの権利の日に関するアンケートについては、こちらの設問に記載されているとおり、小金井市では皆さんに子どもの権利のことをもっと知ってもらうため、小金井市子どもの権利の日という子どもたちが主体となって開催するイベントを企画しています。どうしたらこのイベントのことを皆さんに知ってもらえると思いますかというところで、イベントの周知方法について子どもたちに尋ねました。こちらから提示した選択肢はまず4つ、1番目が、駅や学校などにポスターを貼る、2番目がXなどのSNSで宣伝をする、学校などでチラシを配布する、学校の授業で「子どもの権利の日」についての話を聞く、4つの選択肢のほかに自由記載ができるようにその他の項目を設けました。

結果としては、こちらに記載されているとおり、4つの選択肢の中で子どもたちから一番多く支持を得たのが駅や学校などにポスターを貼るというものでした。2番目に多かったのがXなどのSNSで宣伝するというものです。

資料1の裏面を御覧いただいて、真ん中のところに自由意見の抜粋として記載させていただいています。この中には、イベントの周知方法だけではなくて、イベントそのものに言及した意見もありますので、これらの意見はイベントを企画する上でぜひ参考にさせていただければと思います。

その下の(3)アンケート結果から見た子どもの意見のところを御覧ください。先ほどの結果からお分かりのとおり、イベントの周知方法について子どもたちから一番多く支持を得たのは、駅や学校などにポスターを貼るというものでした。SNSによる宣伝についても2番目に支持が多かったんですが、一方で、自由意見の中で、携帯を持っていない子もいるので、SNSはやめたほうがいいのかという意見もありましたので、その辺りは、SNSを活用するにも、子どもへの周知ツールという点では慎重に検討したいと思っております。

自由意見についてなんですけれども、動画を作るやYouTubeにアップするといった今どきの案もあれば、市報に掲載するといった従来の方法を提案している子もいました。そのほかに、周知方法だけではなく、イベントそのものというところで、宮地楽器ホールでイベントをすとか、学校で出し物を考えるというふうに書いてくれた子もいました。あと、子どもたちの親に知ってもらえるようにするというのも子どもの中で御意見が出ました。こういった様々な意見なんですけれども、今度どうやって反映させていくかということですが、イベント及びイベントの周知方法については、子どもたちの会議体が主体となって検討し、こちらの子どもの権利部会ではそれをサポートする役割ができたかと考えています。

子どもたちの会議についてなんですけれども、次のページ、項番3、子どもたちの会議(小金井を変えちゃう人の会)における検討のところを御覧ください。今年度の初回キックオフということで、7月27日に開催しました。小金井を変えちゃう人の会については、6月に市報で新メンバーを募集したところ、2人の生徒が応募してくれました。1人は公立中学校、もう一人は市内在住で市外の中

学校に通う生徒です。そのほかにも、既存のメンバーからの紹介で新たな生徒が1人参加してくれました。

この7月27日の会議では、初回メンバーも多かったということで、まずはこの会の趣旨を説明し、そして、市民全体に子どもの権利の認識を高めるため、子どもの権利の日を制定すること、それを広めるためのイベント、その周知方法について、小金井を変えちゃう人の会でみんなに考えてもらいたいということを説明しました。次の会議から具体的な検討に着手する予定です。

その下、項番4のところを御覧ください。子どもの権利部会と子どもたちの会議における役割分担についてです。子どもたちの会議では、先ほどもお伝えしました子どもの権利の日のイベント内容とその周知方法について検討していきたいと思います。そして、子どもの権利部会では、まず、子どもの権利の日の実現について、これは本日決めることができればと思います。そして、子どもの権利の日の根拠法令などについてです。内容は、子どもたちが主体となって決めていくというような話も前回されました。例えば根拠法令を条例にするのか要綱にするのかということや、子どもたちの会議で出た案を、必要に応じて専門的な助言を行っていくというような役割にしたいと考えております。

資料1については以上です。

水津部会長
喜多委員
平岡課長
喜多委員
平岡課長
堤部長
堤部長

ありがとうございました。今のところで何か御質問があればと思いますが。

ファシリテーター2名はどういう方々なんですか。

ファシリテーター2名は、1名が高校生です。

高校生がファシリテーター。

はい。参加してくれました。

1人は学芸大の教授です。

OECDプロジェクトとか、大人と子どもが対等に話し合うプロジェクトとかをされている先生ですね。もう一人が、その教え子の、そういう意味で、小学生時代からそういうふうなワークショップに参加している大学生がいるんですが、その大学生がこっちへ来て、大人と子どもが話合うというところに興味があって連れてきた高校生なので、ファシリテーターの高校生のほうは、感覚はあるけれども、専門教育を受けているところまでは行っていない。ただ、子どもの意見を否定せずに引き出すということについてはうまいかもしれませんね。

水津部会長

その専門の先生には、継続的に関わっていただいていることになっているんでしょうか。そういうところまではお話ししていない？

平岡課長

そうですね。その先生が関わってくださるのは今年で3年目になります。

水津部会長

なるほど。後で喜多先生からいろいろ指摘の深いお話を聞くとして、それまでに、小金井を変えちゃう会の立ち上げとその方向性みたいなのをもう少し整理したほうがいいかなと思っていて、学芸大の先生がもし関わってくださるのであれば、その大学の研究生とかと一緒につくっていく、要するに、子どもは、安定した関係がないとなかなか本当のことを言わないなと思っているので、もちろん場所があるのが一番いいとは思いますが、それよりも前に一緒に考える人たち

をある程度組織化するというのもありかなと感想として思っています。そうしろとかいうことではないんですけれども、これは後半の喜多先生のお話の中で、どういう仕組みにしていくことが望ましいかということを少し勉強してから話を深められたらなと思いますけれども。

喜多委員

恐らく学芸大の先生に、ある程度軸になってもらうにせよ、継続的に子どもをサポートできるようなファシリテーターなり、あるいはアドボケイト、どういう言い方をしてもいいんですけれども、子ども支援者というふうに一般的には言っているんですが、ある種常勤の支援者を、子ども会議もある程度日常的な活動が成り立っていて、それを支えるスタッフがいるという関係をつくっていくには、今の状況では非常に難しい。今回、中学生が4人だから、要するに、今日の僕のテーマは、どうやったら子どもたちが集まってこられるのか、まずは集めるしかないんだけれども、そうではなくて、子どもたちが集まってこられるような子ども会議にしていくにはどうしたらいいかという問題が、今日の一番主要なテーマだと思うんですね。このままだと、中学生4人の子が基準になって、来年の権利の日の企画が立てられるかということ、ちょっと難しい感じがするんです。まずはスタッフの問題、子どもの集め方の問題。来年の11月を考えたとしても、まだちょっと余裕があるので、そこはじっくり仕組みを考えていく必要があるんじゃないかと思うんです。

僕の提案はどちらかということそっちの提案で、権利の日だけではなくて、どうやったら子ども会議が成り立つのか、そこから入っていったほうが、時間はかかるかもしれないけれども、結果的には早道かなと思っているんですね。

堤部長

喜多先生、ちょっとよろしいですか。堤部長の堤です。

小金井を変えちゃう人の会は、背景から言うと、子どものそういう活動をしたという人が今おりまして、僕と教育長が中心になって進めました。僕も専門は中等社会科教育学でしたけれども、子どもの意見をどうつくるのかというのは院生のレベルまでは勉強してきたので、学芸大学の松尾直博先生に入っていて、松尾先生はOECDの世界的なプロジェクトに参加されていますので、大人と子どもが対等にどうやって社会とか学校をよくしていくかという立場で考えていらっしやいます。

ですので、大事なことは、子どもたち、中学生たちが主体的に判断して意見を言えることなんですけれども、別の言い方をすると、大人に忖度をしないこと。中学生は賢いので、大人がこういう意見を言ったらいいということが分かるわけですね。そうさせないためには、例えば教育長や僕に対して、それ違うとすぐ突っ込みが入れられるような環境をつくらなければいけない。それが先生のおっしゃるアドボケイトにつながってくると思うんですけれども、その辺の関係づくり。あともう一つ、特に教育長が意識したのは、意見を言って終わり、大人に要望して終わりではなくて、自分たち自身が何を人のためにできるか、例えば大人をどう説得できるかとか、考え方、発想法としては拡散法とかありますけれども、そういったことを武器として伝えていく。ですので、小金井の会自体は、そこでい

ろいろ発表されて終わりですが、それがその後の生徒会活動とか学校の活動にも反映されて、今年の2月に開催された教育の日なんかでも、その考え方を発信して、過ごしやすい学校づくりをテーマにした話合いとかも、それを背景として、何人も生徒会の幹部の子も参加して、そうじゃない子も参加して、そんな形になっています。ですので、1つの方向性としては、子どもが主体的に参加して意見を言う……。

喜多委員 今のような話を僕、これから提案しようと思っていました。

堤部長 すみません、先走って。やっぱりいい意味の成功体験を含めて、言って終わらないというのが大事かなと思っています。

あと、先生、1個だけ追加で、中学生、高校生の方にすごく思うのは、あの子どもたちは1年がすごく速いと思うんですね。特に受験期があります。その速い世代交代と継続の仕組みをつくっていかないと、分かりやすく言うと、1年生、2年生が関わってくれて、3年生は活動量が下がって、高校生になってまた戻ってきてくれる、大学生として支援する側に回る、こんな生態系みたいなものをつくれないと、なかなか続かないかなと思いました。

喜多委員 子どもはすぐ大人になっちゃいますので。

堤部長 速いですね。

喜多委員 本当にいい感覚を持っている子どもがいたとしても、1年2年で入れ替わりますから、その継続性、仕組みをどうつくるかというのが一番難しいですよ。それを提案したいんです。

堤部長 お願いします。

水津部会長 では、仕組みのつくり方とか具体的な話は後半するとして、まず、小金井子ども会議を中心に継承するとか推進するということは前提に置いた上での子どもの権利の日の日にちの制定だけ先にしておきたいなと思っていて、御提案が事務局からありました。いろいろなことを考えて、11月20日というのは子どもの権利条約の……。

喜多委員 採択の記念日なんです。国連での総会でね。満場一致で権利条約が採択された日なんです。

水津部会長 なので、少ないですけども、権利の日を制定しているところにそこを持ってきているところも多いし。

喜多委員 もうそこしかない。

水津部会長 それをわざわざ外す必要もないということも考えると、11月20日を小金井子どもの権利の日に制定するという前提で、まずはお話を進めることをしていきたいと思うので、そのことに関して御意見とか、どうでしょう。

小峰委員 民生主任児童委員の小峰です。子どもたちがそのときにイベントをしたりするかもしれないですけども、テストの期間はいつぐらいでしたっけ。11月の後半ぐらいにちょうど……。

堤部長 中旬ぐらいがちょうど期末考査だと思います。

小峰委員 だから、その日がかぶってしまうと、そのイベントに参加できなくなっちゃう

のかなと思って。

- 喜多委員 僕は11月20日がイベントをやるのも一番いいかなと思ったんですよね。
- 水津部会長 あと、権利の日自体は11月20日にして、イベント自体はもうちょっと前にとか後にということは自分のところでもやっているの。
- 喜多委員 それはあり得る。会場とかの都合があるので。
- 水津部会長 20日が絶対イベントの日ということではなく、権利の日周辺でというふうに捉えて、学校行事だとかを踏まえた上で、1日なのか、週間になるのか、イベントとしてはそういうつくり方になるんだと思うの。
- 喜多委員 週末、土曜になったり、日曜になったり、月曜になったり。
- 小峰委員 そうですよ。
- 喜多委員 20日に必ずやるというものじゃないです。
- 永井主査 ほかの自治体もそういうふうに、11月20日が子どもの権利の日だけれども、11月の終わりだったり、何だったら12月の初めの土日にイベントをやっていたりします。
- 水津部会長 というのもありかなと。
- 喜多委員 川崎なんかは、条例自体は11月20日ですけども、川崎は大体12月にやっているんですよ。今年も12月の第2週だったかな、権利の日はね。要するに、やる会場と全体のプログラムの中で、この日ならやれるというのが学校関係だつてありますよね。学校側の行事の都合もありますからね。
- 小峰委員 分かりました。じゃあ、20日がいいと思います。
- 水津部会長 と考えたときに、採択された日ということで考えたら、20日というふうに捉えるのが、ほかの日にちを持ってくるよりは自然かなと思うので、よろしい……。
- 亀山委員 確認ですが、小金井市で制定した日ではないですよ。
- 水津部会長 もともとの。
- 小峰委員 世界の日。
- 喜多委員 もともとは、子どもの権利宣言というのが1959年11月20日につくられたのがそもそも11月20日になる……。
- 亀山委員 その日に合わせてということですよ。
- 喜多委員 その11月20日に倣った権利条約を59年の子どもの権利宣言の採択日に合わせた。それで1989年の11月20日というふうにしたんですね。だから、それでみんな11月20日に来ているんです。
- 亀山委員 それに倣えて、小金井もその日に決めて進めていくということなんですよ。
- 水津部会長 小金井市が子どもの権利を制定したといたら、それこそ4月1日とか、そういう日にちになっちゃうんじゃないですか、行政なので。だから、それよりも権利というものを……。
- 亀山委員 大きく捉えたほうが。
- 水津部会長 全世界的に捉える日というふうに考えたのが11月20日という。
- 亀山委員 今、中心に考えていらっしゃる学年というのは、中高生を中心にイベントとかを考えていらっしゃるんですか。

水津部会長 イベントというか、中高生を中心に権利の日についてどうやってつくっていくかということをもとに話し合った上で、当然、当日は中高生だけじゃなくて、小学生の企画だとかいろいろなものは当然あると思うんですけども、中心になって今考えて実現化するための仕組みづくりが中高生を中心というふうになるんじゃないかならうかというのがこれから後半の話になります。

亀山委員 分かりました。

水津部会長 では、11月20日が子どもの権利の日ということで提案させていただく形でよろしいでしょうか。

そうしましたら、次のところで、そっちに時間を取りたいので、議題1については以上とします。

次に、議題2、子ども意見表明を実現するための仕組みについて、事務局から説明をお願いします。

永井主査 事務局です。資料2、資料3ということで、資料2については、前回の会議でもお示しした資料となります。令和6年1年間に小金井市で子どもの意見表明でどういう取組をしてきたかを、ここでまた再掲させていただきました。

資料3が他自治体の取組の一覧ということで、これは令和4年度にこども家庭庁が先進自治体の取組を調査し、その報告書をまとめたものの簡易版となっております。今後、子どもの意見表明を形づくるような仕組みをつくるに当たって参考になる自治体があるかもしれないということで、参考までに資料として提示させていただきました。

事務局からは以上です。

水津部会長 ありがとうございます。一覧ということは、これが子どもも……。

永井主査 多分、これから喜多先生が御提案されるものとして、子ども会議だったりとか、市政やまちづくりの中に政策提言をする子ども会議体だったりとか、例えば2番目の石巻市とかは、子どもセンターらいつ、子どもたちがそこに集って、その場所の運営を子どもたちが会議して決めるみたいな、そういう会議体もあったりします。

水津部会長 具体例がここに挙げてあるということですね。

永井主査 はい。

水津部会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、喜多先生のほうから御説明、資料も含めて。

喜多委員 最初の部会案というレジュメ、4枚つづりになっているもので見ていただけますでしょうか。全部、資料の中に入っていますね。今日、私が提案させていただきたいのは、来年の2026年、令和8年の11月20日、子どもの権利の日を目指して、それまでに意見表明、参加の仕組みの目指すべき方向性というんでしょうか、部会として、次期子ども・子育て会議に部会案として提案できるような形のもを原案として、たたき台ですけれども、出させていただきます。

あくまでも仕組みづくりの中身によって、条例にする部分とか、要綱にとどめるとか、いろいろなものがあるかと思えます。最初から条例ありきではないとい

うことです。それから、次の部会に引き継ぐということで、引継ぎを意識して、これまでの成果をまず整理させていただきました。順を追って、昨年、随分部会で問題を整理させていただいて、法的根拠、意見表明のシステムについては学校づくりとまちづくり両方が非常に重要であるということで、第一義的な子ども会議プランというのを6月10日に出させていただきました。これはまだ粗っぽい、粗削りな案でして、もう少しそれを詰めなければいけない。特に昨年も、少なくとも市長への意見提言権を持つ子ども会議が必要であるということと、子ども会議をサポートできるアドボケイトの養成、それからもう一つ大事なものは、意見を言えない様々なマイノリティ、障がいのある子どもや外国にルーツのある子どもたちとか、そういう意見がなかなか言えない子どもたちの意見聴取の仕組みを考えるという、大きく3つぐらいの流れが昨年確認されました。

その後、今年度に入ってから部会で、そこにあるような仕組みづくりと人材養成、そして、新たに市民全体の権利認識を高める仕組みが必要だということで、ここは子どもの権利の制定というふうな流れで、継続課題という形で来年度に引き継ぐ課題ということで、3点、権利の日と意見提言の仕組みづくりとアドボケイトの養成、これらを全体として次年度、次の部会に引き継ぐためのたたき台的なものを今日、提示させていただいたと。

2つ目の柱。今回の部会案の意義というところで、これは今日、堤部長にも来ていただいています。僕は教育評価のほうもやっています、子ども・子育て会議と教育評価を同時並行でやっているんです。向こうは学校教育部長が中心で、そこにあるように、今回、僕が意見聴取の仕組みをつくるときに教育委員会側から要請されたのが、あえて下線を引きました。つまり、教育委員会のほうは、第3次が終わって第4次の小金井教育プラン、第5次小金井市生涯学習推進計画を策定、点検、評価していくための意見聴取、集約、反映の仕組みづくりが必要だと。僕は、点検・評価の委員会で必要性をお話ししたら、学校教育部長からぜひ仕組みづくりを展開してくれと、教育委員会の側から相当要請されているんです。今までは子ども・子育て会議の側から、特にのびゆくこどもプラン、これはもう計画ができていますので、すぐに新しい策定にはならないですが、検証のための聴取が必要だということは教育委員会と同じです。福祉も教育も、施策についての評価を検証していくための意見聴取というのは、今、直接的な課題として部会が求められている部分だと思います。

2つ目は、意見表明、参加の仕組みを今つくる意味というのは、一般的には子どもたちのエンパワーメント、小金井の子どもたちが元気を取り戻すためには、自分自身の意思をちゃんと持って、自己決定要求、あるいは社会に参加したいという意欲を掘り起こして、子どもたちの人間的な育ちの回復や、特に一番難しいのは、社会参加よりも能動的な活動の促進を図ること。これは後で申し上げますけれども、これが一番難しいんですね。それから、まちづくりや学校づくりの主体として、まちや学校を変えていく、つくっていく、そういう子どもたちの支援ということが今日的な意義としては求められているだろうと。

一番本題に入りますが、部会案を考えると一番厄介なのは、継続課題として抱えている課題は、これは前から事務局でも頭を抱えているものですが、最大の悩みは子どもが集まらない、ここの部分なんです。なぜ子どもが集まらないかというのは、客観的に小金井だけの問題ではなく全国的に、私は武蔵野市も経験してきたんですけども、集まらない。何で子どもたちが集まらないのか。昔は、川崎で2000年頃に子ども会議をやったときは200人いました。200人いる中で、子どもにも9人ぐらい代表を出してもらって、200人ぐらいいる子ども会議の中で子ども集会というのが小中学校であったんです。これは川崎で500人ぐらいでやっていたんですね。もう二十四、五年前だけれども、その頃の子どもたちは結構元気に社会参加する意欲があったんだけど、今はなかなか出てこない。なぜ集まらないか。

僕は、そこに書いているように、1つは、子どもたちがすごく自信喪失しちゃっている。2024年生まれの子どもは68万人。僕は260万人生まれている世代、昭和24年生まれですけども、すさまじい少子化というよりも、もう子どもはマイノリティになっていて、15歳未満の子どもというのは9対1、子ども1人に大人が9人いる時代なんですね。そういう中で、圧倒的な大人の多数支配で子どもが小さくなっている。そういう自己肯定感の低下や諦め、そして、先ほど部長からも出たように、圧倒的な少数派ですので、大人におもねる、忖度の時代なんですね。臨床心理はこれを偽りの自己の形成と言っていて、小金井でも保護者アンケートで大体7割8割、お稽古や塾漬けになっているわけです。親の願いに応えようと必死で子どもも頑張っているんですよ。だけれども、親や先生の期待に応えるというのは、親や先生が喜んでいることが自分の喜びだ、親が喜んでくれれば自分が喜ぶことになるんだみたいに、偽りの自己の形成というんですけども、自分自身を生きられなくなっている時代、周りに合わせなきゃ生きていけない時代になっちゃって、今の社会に生きている実感が喪失したり、自分を生きていない子どもたちが増えてきているということが、実は今の社会の構成員として当事者感覚というものが希薄になっている。

僕は学生に調査するんだけど、生きているのが面倒、いつ死んでもいいと答える学生が6割いるんです。早稲田の学生の6割は生きているのが面倒と答えているんです。いつ今の社会から消えてもいいという子が2割います。そういうふうな時代で、当事者性とか、今の社会のパートナー、構成員としての自覚というものがすごくなくなっている。

さらに追い打ちをかけているのが、子ども施策の評価をやるときに、子どもってどういう意識なのかを調べたのが千代田区の生徒会サミットなんです。資料の2を見てください。僕は昨年から千代田区の仕事もやっていて、その意見聴取もやっているんですけども、千代田区は、ここだけの話ですが、全部行政委託です。小金井もちょっと委託事業をやっているけれども、千代田区は全部委託事業で、民間会社に委託しちゃうんです。僕はその業者の選定する委員をやっているんですけど、千代田区の生徒会サミットとって、生徒会同士の交流会を千代田

でやったときに、こども家庭庁のガイドラインを結構勉強して、行政施策担当課で子どもたちに意見反映する子ども施策とはどういうものなのかを子どもたちに分かってもらおうと。子どもが当事者になる、本当に当事者性を持って、今と将来の生活に影響を与える政策とか計画、部署の施策が当事者になり得るとか、結構、一生懸命、子どもに分かりやすく政策を説明した。

そして、中学校の生徒会で議論した結果、その後の中学生たちのアンケート調査で、クエスチョン1とクエスチョン2のところ、例えば千代田区政について知っていることがあるか。ないが95%。区政に意見したいことがあるか。ないが90%。麹町中や九段中、神田一橋中とか、そういうところの調査ですけれども、はっきり言って政策には関心がない。子どもたちが意見を言いたいのは親であったり先生なんです。実際のところは政策に意見を言いたい子はほとんどいない。だから、集まらないのは当然なんです。関心がないんです。二次的な関心なんです。関心があるのは誰かという、職員であったり、先生であったり、大人なんです。大人の関心は政策に対して物すごくあるわけです。傍聴する市民の方も、政策に対する関心を持っている大人がたくさんいるわけです。でも、子どもには関心がないことなんです。

結果的にどういうことが起こるかという、子どもの意見や参加を大人が操っちゃうんです。コントロールするんです。大人が都合のいいように、その政策を実施するのに都合のいいように子どもの意見を調整するようになってっちゃうんです。一番厄介なのは、意見を聴取した後の集約、まとめを誰がするかです。こども家庭庁だって子どもに意見を言わせているけれども、結局、まとめるのは省庁なんです。僕はこども家庭庁で子ども会議をつくったらどうかと提案しています。まだまだそれができない。つまり、子どもの意見なんだから、子どもたちで集約してまとめることが、本来の意見を反映したり意見提言していくときには、子どもたちの意見を誰がまとめるかが大事なんですね。

そこで、東京都は取り組む策として民間委託しているわけです。T O K Y O P L A Yというプレーパークの団体が、誰が意見をまとめるかというところは民間に任せたいですね。東京都は賢いやり方を取ったと思います。でも、一番いいのは子どもたちに意見をまとめてもらうところだと思います。

ロジャー・ハートの操り、飾り、見せかけなんてあるんですけども、偽りの参加から真の参加へということ、子どもたちと大人たちが共同決定できるような意思の共有といいますか、操られたり見せかけではなくて、どうやったら子どもたちの意思が政策に反映するのかという道を考えていくことが大事じゃないかと。

最後に、結論の部会の提案になるわけです。堤さんにはここまで言ってもらいたかったのは、常設機関の問題です。常設的な子どもの意見表明、参加の仕組みをどうつくるか。もう何度もこの部会でも申し上げているように、子ども会議をつくる。これをどうやってつくるか。具体的には、まちづくりに関わった子ども会議と、学校づくりに関わった子ども会議の両方が必要じゃないかというのがそ

こに書いてあるとおりです。ですから、その子ども会議は市長に対する意見提言と、学校づくりに関して言えば、教育長に対する意見提言と、両方の意見提言ができる子ども会議であってほしいと。同時に、子ども会議は現場を持ったほうがいいので、まちづくりについては子ども・子育て会議のメンバーとして、子ども会議から派遣された委員が子ども会議に参加する。今の子ども・子育て会議に子どもたちに参加してもらおう。これはまちづくりのところで重要じゃないかと。学校づくりのところは学校運営協議会。小金井は幸い、全部コミュニティースクールになっていますので、三者協議会のコミュニティースクールに子どもが入るようにする。これは学校管理規則を変えることが必要なんですが、このくらいは大熊教育長がやると思います。だから、子どもたちにも現場を持ってもらいながら、子ども会議の提案、意見提言をまとめて、それを市長と教育長に提示していく、この意見提言、参加権の行使は子どもの権利として、先ほどおっしゃいましたが、11月20日に市長、教育長への意見提言をする日と。ここで市長、教育長と語り合う会を、意見提言に即した開催と、普及啓発のイベントも追加してやると。これはまちづくりと学校づくり両方なので、子育て支援の部局だけでは無理です。教育委員会に入ってもらわなきゃ無理なので、ぜひ指導室と子ども家庭部とが連携してやっていくことが必要なんじゃないかと思えます。

こういう子ども会議を実現していくための要は何かといったら、スタッフです。子どもたちを支えてくれるスタッフをつくるしかありません。子どもが安心して自由に意見表明に参加できる子ども支援者、アドボケイトの養成と配置と研修。これは今、こういう子ども支援者の養成講座をやっている民間団体が幾つもあります。それから、学会もできて、子どもアドボカシー学会が認定のアドボケイトの養成講座をやっていますので、当面は民間委託事業として、アドボケイト、子ども支援者の養成講座を民間に委託して、第1期のアドボケイトを育てる。アドボケイトの最初の仕事は子ども集めです。単純に公募したって、今の子は募集してきません。だから、アドボケイトが設定されたら、新年度に入ったらアドボケイトに学校単位と地域単位で子どもたちに説明する機会を設けて、募集をかける。単にチラシで公募するだけでは子どもは集まらない時代ですので、各学校や地域単位でアドボケイトに応募するように子どもたちに働きかけていく。

そういう子ども会議を設置する拠点はどこにするかというのは、前からずっと議論しているように、今のところ児童館しかないだろう。夜間設置型の子ども会議で、中高生が専有できるような児童館を1つ。運営管理は、できれば専任のアドボケイト、無理であれば、子ども支援団体の委託管理もあり得る。できるだけ職員の超過負担を招かないように、児童館職員の負担にはならないような方法がいいんじゃないかと。この所管は児童青少年課と指導室との共同運営方式というのが成り立たないかどうか、これがポイントです。要は、どういうふうに専従のスタッフを育てられるかにかかっている。

次の3-3に入りますと、具体的な子ども会議の意見聴取、集約、反映の活動の中身です。先ほど申し上げたように、子どもをどう集めるかが最大の課題です

が、もう一つ大きなのが、誰が意見をまとめるか、子どもの意見を集約するのが誰かという問題です。ここで子どもの意見の質が決定しちゃいます。僕は、できるだけ子ども会議のメンバーが意見を集約したり反映していく仕組みができないかと。特にイベント実施についての集約は、今やっている児童青少年課のフェスティバルや、10月の指導室がやっている生徒会の交流会、そして子どもの権利の意見提言集会も含めて、子ども会議のほうで意見集約をすることができるんじゃないかと。

意見箱、投書、アンケートについても、できるだけ子ども会議が関与できるような、担当部署との共同でやっていけないかと。意外とここでつまずくんです。川崎なんかは子ども会議があるんだけど、意見箱は子どもの声募集箱といってホームページに公開して、川崎市のホームページで大体300から400ぐらいの子どもの声が毎年集まっているんです。でも、所管が違うんです。子ども会議は教育委員会、意見箱はこども未来局。僕は、意見箱に集まった子どもの意見を子ども会議でまとめたら、子どもたちも意見提言するときに、自分たちの仲間が意見しているものをまとめながら意見提言できていいじゃないかと言うんだけど、所管が違うからできませんと断られる。縦割りです。どうやっても縦割りだと、いろいろなところで壁があるんですね。所管が違っちゃると、同じ子どもたちの意見でも、それをまとめることができない。僕は、意見だけではなくて、作文だとか、絵とか、イラストだとか、漫画だとか、いろいろなものがあると思っていて、いろいろな自己表現、表現の多様性というもので子どもたちの意見を集めていくと。もちろん、全校生徒アンケートでも、今はタブレットが全部配付されている時代ですので、子どもたちもこれは大好きなので、アンケートは可能だろうと思います。こういう意見箱の投書アンケートで、子どもたちが直接意見をまとめられる機会があるといいなと。

一番厄介なのは、子どもたちはどこまでやるかは3です。マイノリティの子どもの意見や声を特定議題意見聴取活動ということで、子ども会議がどこまで関わられるか。例えば乳幼児の意見聴取、これは中野区がやっています。赤ちゃんにも意見聴取があります。フィーリング、気持ち、その赤ちゃんの気持ちを理解することが大事だという、保育士なんかとよく話をするときはそういう流れなんですけれども、乳幼児の意見聴取、障がいのある子ども、外国にルーツのある子ども、不登校、学校外の学び、居場所にいる不登校の子どもや、家庭にいる子どもも結構いるわけです。学校でアンケートなんかで引っかけられない、そういうマイノリティの子どもたちの意見をどこまで受け止めることができるか、子ども会議の力量というか、やる気次第だと思います。そこもぜひ子どもたちの声、意見として重要で、この辺りのところが子ども会議で期待されているところかなと思います。

こういう子ども会議をバックアップしていく大人の組織は、推進委員会をつくれます。僕も川崎市の子ども会議の推進委員会を、副委員長でしたけれども、10年やりました。9年か10年で首になるんです。委員はそうなんですかね。

堤部長

小金井も3期までとか。

だから、今はもうノータッチなんですけれども、なかなかつながっていかないので、僕は残念だったんですけれども、推進委員会というのは、大人の側が子ども会議をバックアップしていく様々な、今出たアドボケイトの養成講座や研修や、児童館運営の問題とか、そういったことを含めて、子ども会議を推進していくための大人の側の委員会が必要かなと思います。

以上のような仕組みをつくっていくための手続としては、条例案をつくったり、要綱、学校管理規則の改定、面白かったのは、岐阜県本巣市の子どもの権利条例は面白かったです。今日、資料として、後で見てください。本当にユニークで面白いです。子どもが学校を変え、地域を変えていくという考え方で、全て子どもを主語にした条例を最初つくろうとしたんですね。ここも川治さんという教育長が熱心にやっているんですね。大熊教育長と同じようなタイプです。現場出身です。僕も会って話しましたが、彼が言うには、子どもを全部主語にしたら条例にならないと言うんです。子どもの意見をちゃんと保障する市の責任とか保護者の責任を条例は入れなきゃいけないから、全部「子どもは」を主語にして、子どもは学校をつくるとか、子どもが何をやるというふうにしたかったらいいんだけど、できないので、その部分は子どもを主語にしたものをこども憲章にまとめて、市の責任なんかを明記するほうを条例にしたというのが本巣のこの4月に施行したものです。まだ出来たてのほやほやです。なかなか面白いところで、前回紹介した川西市のこども・若者参加条例もなかなかユニークなんですけど、子ども参加で面白い条例が結構できている。憲章にしたのが本巣の面白いところです。

この条例の全部を見る必要はありませんが、こども憲章のほうで言うと、2つ目の文章のところに、全部で小学校7つ、中学校3校、義務教育学校1校、全部で11校の、本巣市は小さい市なんですけど、2,514名一人一人がとびきりの一条と題して、自分自身に大切な権利を考えて、それを作文にしたんです。その2,514人の子どもたち一人一人の作文を、3人の支え手がいて読んでいるんです。1人は大空小学校という、「みんなの学校」という映画を御存じですか。そこの校長も参加して、小学校の校長なんかをやっている人たちも参加しながら、とびきりの一条を子どもたちがつくっている。

笑っちゃったというか面白かったのは、教師の責務というのが憲章の第9条にあるんですけど、「先生は、私たちと共に学校をつくっていくパートナーです」。これ、子どもが言っているんですよ。あくまでも子どもが主語なのがこども憲章ですからね。第9条、「先生は、私たちと共に学校をつくっていくパートナーです」。「2、先生と私たち」、つまり子どもたちは、「互いの違いを尊重し合い、対話を通して意思疎通を図り、共に学校をつくります」と。これ、子どもが言っているんだよね。そういうところがすごく面白くて、こんなのをよくつくるなど。ここの教育長もすごく変わったというか、すごく情熱的な教育長なんですけど、こんな憲章、条例を1年かけてつくりました。小金井市でもこういうものができるといいなと。やっぱり教育委員会との連携がすごく重要なので、場合によって学

校教育部長に。その理由は、今日のような、つまり両方でいないと子ども会議が成立しないんですよね。そうすると縦割りを、さっきから言っているように縦割りの壁があって、子どもの意見も分断されちゃうんですよ。そこを何とか事務局としてはぜひということですよ。

もう終わりにしますが、全部言いたいことは話しました。特に条例案でこれから行政部局のほうで検討してもらいたいのは、児童館の子ども会議の夜間の児童館管理。中高生専用の施設にしていると思うんですが、児童館というのは18歳未満までの施設なんですよ。児童福祉施設って18歳ですから、中学、高校生用の施設でもあるんですよ。杉並区は、ゆう杉並という児童館を中高生専用の児童館にしたんです。これを中高生で企画運営させて意見提言していくような仕組みをつくったんですよ。茅野市のCHUKOらんどチノチノも同じような仕組みをつくりました。だから、中学、高校生専用の居場所づくりというのは僕はあっていいと思う。児童館は小学生専用の施設みたいな思い込みはよくないので、今、家庭にも学校にも居場所のない中高生が増えているということも含めて、僕はそういう夜間の児童館の中高生専用の居場所を1つつくれないか。それは、できれば専任のアドボケイトがいて、そういう維持管理ができるような仕組みがあって、子ども会議をサポートする、アドボケイトとして意見表明を支援していけるような、そういう策をぜひ必要としているんじゃないかということですよ。ないものねだりして自治体職員に、特に児童館の職員に夜間勤務で負担を強いるようなことはできるだけ避けたい。やるなら新しい仕組み、そこに人がいる。人がいないと新しい仕組みが機能しないので。というような提案です。

水津部会長 ありがとうございます。いろんなものを整理していかなきゃいけないんですけど、まず最初に、小金井市は子どもの権利に関する条例がありますので、あれはあのまま維持して。

水津部会長 先ほど検討した子どもの権利の日の条例をこれからつくっていくということになるかと思うんですけども、それに当たって、子ども・子育て会議でその権利の日の大本になるみたいなことを書いていくような形にして、子ども会議としての要綱を別につくって、例えば、子ども会議の中は、教育委員会と子ども家庭部が共同して運営するみたいな形の文言を入れていくと。粗く言うと、そういうような仕組みを目指したら、喜多先生のおっしゃることがかなりカバーできる。

喜多委員 子ども参加と子どもの問題でこそ縦割り是正。教育と福祉が協力し合うということができなければ、永遠ないですよ。幼保一元化なんて、学生のときから幼稚園と保育所の合併なんて言っているけど、なかなかね。

水津部会長 45年ぐらい前からやっていますから。

喜多委員 こんな教育と福祉の縦割りを、そんな簡単なものじゃない。だけど、子ども参加ぐらいは縦割りじゃ困ると。意見聴取ぐらい、ちゃんと子どもたちの意見をまとめるところは子ども会議が、子どもたちが福祉と教育をつないでいってくればいいわけですよ。子どもに助けてもらうという感じでね。

水津部会長 子ども会議の運営の所管課は子ども家庭部と教育委員会が共同するみたいな感

じにして、もうちょっと具体的な話をしたときに、例えば中高生の居場所を物理的なものとしてつくっていくという方向で、仮に今の児童館の中に、毎日じゃないにしても、夜間運営を、それは委託でやる方向とかが考えられるのかなと思うし、どこかが委託をしたとして、学生なり……。

喜多委員 委託管理をするというやり方もあるし。

水津部会長 それをきちんと継続しないと、子ども会議が継続できないよということなんですよね。

喜多委員 要するに、居場所。日常的な子どもたちが安心していられる居場所が実は子ども会議のベースになる。

水津部会長 だから、場所と人がやっぱりそこにはないと、子どもたちが意見を言うような根幹がつかれないというところがあると思うんですよね。

亀山委員 今のは本当にいい意見だと思うんですけども、居場所の場所、それと学生の時間ですよね。その設定も大事だと思うんです。いろいろなところから、小金井市から集まってくる子たちが、どこを中心に集まるのかって、その場所がないとですね。それと時間ですね。子どもは何時まで外にいていいのか。というところも考え合わせて場所の選定と時間の設定をしていかないと難しいのかなと思います、中学、高校生。居場所は確かに大事ですけども、今、東かどこかで……。

水津部会長 南ですね。東もやっているんだっけ。

亀山委員 東も夜間やっていませんか。

喜多委員 当面は1つどこかにつくったときに不公平が生じる。地域的な偏りが出ちゃってね。

水津部会長 それはしようがないです。

亀山委員 公民館というのがありますよね。

水津部会長 公民館はまた別の組織なので、やっぱり児童青少年課の所管課である児童館を使う……。

喜多委員 これも縦割りなんです。生涯学習課が所管なんです。

亀山委員 そこが、今言った縦割りというのがあって、要するに部屋があって固定的にその時間を使えるところということを考えたときに、私たちは児童館を浮かべますよね。でも、場所としての会議室として捉えたら、公民館だってありますね。

喜多委員 もちろん学校だってあり得るんですよ。

亀山委員 ただ、その管理の方法とか。

喜多委員 みんな縦割りです。

水津部会長 だから、それはどこをどうすれば一番いいかをもうちょっと具体的に検討するところで話せばいいんだけど、小金井市で実現できる方向性を模索しなくちゃいけないから、理想論ももちろんたくさんあると思うんだけど、どうやれば最短で中高生の居場所をつくれるかというふうな話が必要。

喜多委員 世田谷の廃校になった中学校を全部改装して、希望丘青少年交流センターをつくったんだよ。ああいう廃校はないな。

水津部会長 満杯です。廃校はありません。30人ぐらいだったらあるかもしれませんが。

亀山委員 あと、治安のこととかも、提案するときにそこをちょっと考えながら提案して
いただきたいなという思いはあります。

喜多委員 だから、今のところ可能性があるのは児童館。いろんなところを考えて当たっ
たら、今言ったように公民館もあれば、学校も含めて見ていると、結局、児童館
の夜間で1つ可能性はあると。

水津部会長 などというふうにして、一番実現できる中高生の居場所づくりを早急に進める
ことで、そこを子ども会議の母体にする、そこにアドボケイトの人をちゃんと配
置する、それはあくまでも直営じゃなくてもありだというような展開が今のところ
では、喜多先生のお話を含めるとあるかなと思って、そのぐらいならさすがに
できないかなという。

喜多委員 そのためには2人の部長に集まってもらうしかないですよ。

水津部会長 要綱の中にちゃんと共同でというところを入れるということが大事ですよ。

喜多委員 まずは縦割りの部分を越えないと、普通はどちらかの部署でやってくださいと
いう押し付け合いになっちゃうんですよ。

小峰委員 多分、管轄するところがきちっと行政で整えば、場所が、変な話、組織さえあ
ればどこでも、逆にできなければ、今日はここじゃないけど、子どもたちは結構
その日暮らしの子たちが、今日は塾がないから行こうみたいなところがあるので、
むしろ組織だけつくって、場所を今日はここ、あしたここじゃないけど、やって
いくという方法も、もしくは児童館も駄目な可能性が高いので。

喜多委員 子どもたちの意見表明参画で、安心して意見が言えるような環境をつくるとい
うのは、やっぱり居場所がないと駄目なんですね。

小峰委員 あと、プレーパークとか、そういう外でも全然いいような気がする。

喜多委員 だから、プレーパークを兼ねての遊パークですけどあそこに子ども会議の拠点
もあるんですよ。

水津部会長 あと、今までの児童館の何とかリーダーとか、プレーパークのリーダーとか、
うちも青年会議とかあるんだけど、そういういろんなことをやっているんだけど、
それを横串にして新しくそういう組織をつくるというふうにしていかないと、プ
レーパークの中にといいと、プレーパークじゃない子は入りにくいし、児童館の
リーダーの子たちができているから、そしてに新しくというのも、またそれも入
りにくいので、何か新しい土俵をつくることを、横串を取って、みんなそこに来
ている子たちの親、大人がちゃんとそこに一緒に参加してこういうふうにする
みたいな感じの旗振りをしながらやっていけば、ある程度、私は見えてくるかな
と思っているんですよ。

小峰委員 変な話、ゆりかごみみたいな、ああいう場所だけ貸してもらえば、市のものだから
管理する人さえいれば、あそこはいつでも。そういうところを使う。

喜多委員 今、空き家が増えているでしょう。

小峰委員 そうですね、小金井は。

喜多委員 そういうところをうまく。無理かな。

亀山委員 宮地楽器ホールはどこかを借りたりとか。

小峰委員 お金がすごくかかって。
水津部会長 場所がない。
喜多委員 交通の便がいいところでないとは駄目。だから、駅の近くっていいんですよ。
亀山委員 何か治安が怖いですね。
小峰委員 国分寺は空き家を1個居場所になっているのが、小金井市にそういうところはないというか。できて、そこが昼間は親の、お母さんたちのラウンジみたいになっている。
喜多委員 市のほうでうまく利用できる空き家はないよね。
水津部会長 あと、でっかい補助金をもらって、居場所づくりみたいなものを、東京都か何かからもらって、どこかが運営する民設民営みたいな形でやりながらそこに拠点をつくるということはできなくはないと思うんですよ。今どこかのNPOが1つというのは難しいけど、何かそういう新しい土俵づくりみたいなものを目指すということがすごく重要だと思うので、それができるような条例と要綱になるようなづくりというのが求められるのかなと思いますね。
喜多委員 今のようなところは結構、物がなくて駄目なので、来年の例えば11月20日をゴールというかそこを1つの目標に、そこで子どもたちが意見提言できるような。
水津部会長 居場所については、新しいものを建てるって夢のまた夢なので、何か別の方策を考えなきゃいけないと思うんだけど、児童館になるとしても、中高生の集まりやすい夕方部分のその運営自体もどこか違うところがやるという、児童館の職員さんじゃない方法というのはないのかなということ。
平岡課長 事務局です。そのの在り方も含めて、児童館の職員としてもどうやって中高生の居場所をどう考えていくのかということも検討を始めているところです。
喜多委員 ゆう杉並なんかは全部区の職員がやっていたから、そういうモデルケースが、あと茅野市の駅前のCHUKOらんどチノチノという中高生専用の児童館をつくっているんですよ。だから、幾つか経験があるので、みんなそれは職員がやっていますので。僕は、労働過重というか、今の学校もそうなんだけど、教員不足で幾ら学校改革なんて言っても人がいないという話になっちゃうので、同じことが児童館にもあるのかなと思っていて。
亀山委員 今、委託されている児童館もありますよね。それと直営の児童館もありますよね。私が思うには、0から18、そしてそれ以上の方もいるかもしれないんですけども、その方たちを受け入れる児童館は、人数が限られていたら、それこそ過重労働になりますよね。そこに予算がついて、人を増やせるだけのものがついてきて、初めて成り立つと思うんですね。皆さん、頑張ってくださいねでは……。
喜多委員 精神主義は駄目ですね。
亀山委員 そう、駄目なんですよ。だから今、児童館でそれをするのであれば、人をつけて、予算をつけてということを考えて私たちも提言していかないといけないんじゃないかなというのはとても思います。居場所は本当に大事ですし、大切なこと

なのでそれを進めていっていただきたいと思うのは……。

水津部会長　だから、条例をつくるに当たっての子ども会議の要綱の中に、その部分が必要だから、児童館などを拠点にした子どもの、中高生の拠点づくりが必要ですよということを提言した上で、その中の予算化は行政で考えることなので。

亀山委員　そのときにそこにちゃんとそういったことも入れていただきたい。

喜多委員　僕は、方向性だけ確認できれば、後はどういうふうにするか、何年かかるかはまた別だと思っているんですね。

水津部会長　その条例の中に必ず子ども会議を基準にということと、それを教育委員会と子ども家庭部が共同してという部分と、新しい中高生の居場所をその拠点園にするんだということの必要性を盛り込んだ上で提案した中で、新しい条例をどうつくっていくかということになるのかなと思いますね。今の話ではここまで。でも、方向性としては、それで行きたいなというふうに。趣旨はぶれてはいけないと思っているので、今日は子どもの権利の日だけ、日程だけ決めました、そこに向けて大人が何かイベントづくりをしましょうみたいな、今ある既存の児童館まつりと合わせましょうみたいな、そういう形で終わっては何も意味がないと思うので、そういうことの方角を目指すための条例の中にそこを入れてほしいという、この部会としての意見というふうに捉えていただいて御提案させていただければと思います。

亀山委員　ちょっと教えてほしいんですけど、新しく「小金井を変えちゃう人の会」4名の方が決まりましたよね。その方たちはなぜ来ようと思ったのでしょうか。

平岡課長　市報の掲載を見て応募してくれた子どもたちです。

水津部会長　ちょっと話がそれちゃうけど、具体的な継続の方法として、中学生から募集するとすぐ終わっちゃうので、例えば1回11月にイベントがありました、その後は6年生も対象に入れていかないと。

喜多委員　小学生からね。

水津部会長　そこはなかなか厳しいかななんて思いますね。

喜多委員　小学生から入ったほうがいい。小中。

水津部会長　後半ね。少なくとも6年生の後半。

小峰委員　中2までですよ。

水津部会長　そうそう。

小峰委員　中2までしか来ないので。中3はほとんど夏も来ないので。

亀山委員　小学生は3年生ぐらいから準備し始めて。

水津部会長　受験する子はもう来なくていい。

小峰委員　6年生ぐらい。

喜多委員　高校生はもう無理なの？　小金井市は全く無関係？

小峰委員　多分、中学校でうまく引き継がれれば高校に、今やっと地域に出始めています。そこをどういうふうにつなげるかというのが、多分、今後の課題というか。

喜多委員　小金井市内には高校って幾つある？

水津部会長　ありますよ。電機大附属高校と中大附属高校、私立の高校です。市立はないで

す。都立はあります。

小峰委員 都立は小金井北高と、。

水津部会長 多摩科学技術高校

喜多委員 結構小金井には、高校生はいることはいるんだね。問題は地域に高校生が出てくるか。

水津部会長 小金井市民ではない子たちが多いというのと、でも小金井の高校だからということ取り入れられるか。

喜多委員 今、探究なんていう授業が始まっちゃって、結構高校生が地域に出てきた。だから、いい時期ではあるんですよね、高校生は。

小峰委員 そうですね。高校生がどういうふうに地域のことをキャッチできるかというのが、地域の発信がすごく悪いみたいで。だからインスタとかSNSに上げてくれればいいんだけど、それがないじゃないですか。それでちょっと分かりづらいと言って、中学校のホームページを見て夏ボラとか、夏休みの中学校のほうのボランティアに募集してきたりというのもあるんです。でも、それも元気な子が学校に電話してきてありますかと聞くぐらいの子なので、そういう何か発信源があればひょっとしたら高校生もかなりつかまると思います。

水津部会長 高校生も、多分、都立高校ってボランティアが義務化されているので、夏休みか何かどこかに行ってですね。

小峰委員 そう。ゆりかごとかにも何人か高校生が来ていたので。あと社協とかにも来ています。

亀山委員 社会福祉協議会が中学生のボランティアを全部集めていろんなところに行っていますね。それがさっきおっしゃったように、学校のボランティアをしまったという 評価につながっていくというものもあります。

喜多委員 ですので、まちづくり、地域づくりに高校生が関われる、カリキュラム的にそれが可能になってきているので。

亀山委員 ボランティアに行くことはとてもいいことです。自分が知らない世界を見るので。

水津部会長 探究的学習のワークショップの部分に、ここに参加できるよみたいなアピールの仕方をすると、子どもたちが……。

小峰委員 そのまま入ってくる。だから何かイベント、勉強するのに呼んで、中3の終わりぐらい。

喜多委員 子ども会議をやるということが定着して、将来、子ども会議のOBが高校生になって現役と一緒にやるという流れも。つまり、小金井市民的な感覚がないと、小金井の本来教育がこうあるべきだとか、まちがこうあってほしいという小金井市のその言わば当事者性というものをつくっていく。高校生も最初は勉強から入ってとなるだろうけど、同時に何か所在地として小金井にあるというのも1つの大事な要素であるし、もちろんそこで育っている連中はいいんだけど、今あまり重なってないでしょう。小金井市民の高校生が、市内の高校にどのぐらいいるの？

水津部会長 少なくともはと思います。

水津部会長 でも、例えばそこで、他市に住んでいても、小金井北高に所属している子が探究的な学習の一部としてここに参加することで、それが、地元に戻ってとか、先にそういう市民、主権者意識みたいなものを勉強するとか、こういう大学に行きたいと思うとかというのもあると思うし、それは……。

喜多委員 いずれにしても、高校生を広げる範囲として今後。

水津部会長 そうですね。

喜多委員 中学までは市で全部カバーできるんだけど、高校生は何かもうちょっと違う方法で。

水津部会長 新しいアプローチが必要ですね。

喜多委員 アプローチしていくということ。

水津部会長 確かに幅は広がるとは思いますね。

亀山委員 水津先生、教えてほしいんですけど、要するに、子どもたちがなぜ市のことにあまり興味を持たないのかということはあるんですけど、大人も意見書で言う方とは別に一般的にあまり興味を持ちませんよね。だから、家庭でも学校でもそういった市の行政についての語り場というのはありませんよね。大きく、国政もそうですけど。それはなぜないのかという。社会科の中にも、こういった仕組みで市は成り立っていますよとか、そういうことを学ぶ機会はありませんよね。その辺が……。

水津部会長 それはあるんじゃないですか、社会科の授業。興味あるかないかだと思ふ。

喜多委員 この前、オンブズ報告会にも出たけど、権利学習を小学校でやっていたのを、今後は中学校でやるということでした。小中学校全体の権利学習をオンブズがやるということで、大いに結構なんだけど、そこもつながって、子どもの権利という、オンブズがやっている権利学習のところにつなげていくといいと思うんです。ただ、僕はオンブズがやるのも限界があると思っている。本当は権利学習は学校の先生がやるべきだと思う。それがやれないのは、私たち教職課程というか、教員養成の段階から子どもの権利なんて勉強する機会はないんですよ。教員が教員養成で勉強するときにそういうカリキュラムがないんです。だから、今は研修で補うしかないんです。将来はあると思うんです。将来は、権利条約なんかを勉強して教師になるという時代が来ると思うんですけど、今はまだ無理なので、将来、やっぱり学校の先生たちにも権利学習をやってもらいたいんですよね。

水津部会長 去年、うちにインターンに来た津田塾の学生が、子どもの権利という単元があると書いていました。必修かどうか分かんないけど。

喜多委員 かつての子どもの権利でも、途上国の子どもはかわいそうだから掲載しましょうねみたいな子どもの権利という話の仕方の先生は結構多かったんですよね。だから、自分立ちの問題として子どもの権利を受け止めていけるような学びを学校がやっていくと、おっしゃるように権利の日が身近なものになっていくと思います。

水津部会長 先ほど先生がおっしゃっていた亀山委員のお話もそうなんだけど、子どもの今

の現状みたいなのは、私は子どもだけじゃなくて今の親の現状だと思っているので。

亀山委員　　子どもの権利って言うけど、親の義務、親は親として子どもを本当に見守る義務があるでしょうって思うんです。自分のことばかり考えないで、もっとほかの人のことも考えられるような余裕。何か余裕がないんですかね、今は。何かのんびりしてるような気もするんですけども、自分のことで精いっぱいという感じがしますよね。

水津部会長　　だから、大人は子どもの権利を守らなければいけないんですよ、義務というかね。

亀山委員　　そうですね。

水津部会長　　でも、それは子どもだけじゃなくて、人権教育だから、人の人権を阻害しちゃ駄目だと思う。

さて、今日まとめた提案の筋としては、先ほどちょっとまとめさせていただいたもので出させていただくということによろしいでしょうか。

喜多委員　　前からちょっと頼んでいたのは、両方の部長、教育長にも関わってもらっていいと思うんだけど、両方の部局が連携できる、それは子ども会議の仕組みを両方が一緒にやらないとうまくいかないと思う。

水津部会長　　教育委員会が協働すれば、ある程度のことはできるんじゃないかと。

喜多委員　　子ども会議の意見提言的な子どもの権利の日に市長や教育長に意見提言するような、で、まさにそこで自分たちの意見をちゃんと社会に影響を、反映できるような場があるんだというのが子どもの権利でも一応重要な役割だと。

水津部会長　　そうですね、役割をそこに置くということは。

喜多委員　　うん。そういう子どもたちが意見をちゃんと社会に生かしてもらえるとということも自覚できれば、すごく次の方向へ進めると思うんです。だから、そういう意味で、子どもの権利の日を単なる普及啓発だけじゃなくて、子どもたちが自主的に社会参加する場として位置づけるような条例案。

水津部会長　　それは条例の案の中にそういう……。

喜多委員　　そういう条例要綱案みたいなものを考えましょうか。

水津部会長　　それはこれから考えていくんですよ。

平岡課長　　はい。

小峰委員　　この子どもの権利部会に教育委員会に来てもらう、というのを聞くということではできるんですか。

平岡課長　　事務局です。まず、具体的に、どういうことを教育委員会に確認をしたい、どこの部分を参加してほしい、どういった理由で参画してほしいということについて整理をしないと、難しいかなというふうに議論を聞いていて思いました。

水津部会長　　先ほどから申しているように、子どもの権利部会の条例の中の子ども会議の要綱のところ、教育委員会と子ども家庭部が協働してという部分を絶対入れてほしいんだということを言っているんで、その具体的な話になったときには、教育委員会とぜひ一緒に話をしたいというのが今の大きな流れというふうに捉えて

いただいて、今回の子どもの権利部会のまとめとしては、そういう形のを提案することをしながら、次年度継続審議して中を詰めていきたいというふうに、子ども・子育て会議会長へ報告したいと思います。

永井主査 案としてまとめたものを皆様にメールで御確認いただいて、そこから正式に子ども・子育て会議のほうに提出というふうにさせていただきます。

水津部会長 ですね。一応8月末までが任期なので、そこまでに提出したらいいですね、今年度に関しては。

永井主査 任期は8月末までですが、8月20日ぐらいまでに子育て支援課のほうには提出する予定です。

水津部会長 分かりました。ということは、ちょっと早急に今日話をまとめていただいたものを頂いて、皆さんに御意見出していただいたものを修正していただいて、提案の準備をしていただくという形でよろしいですか。

水津部会長 では、議題3のその他のところとありますが、その他というのは。

永井主査 その他については、1点目は今日検討したことを加えて、権利部会の報告として子ども・子育て会議、本体会議のほうに提出させていただくので、その報告案が出来上がりましたら皆様に送付して見ていただきます。

2点目は、前回の第4回の会議の会議録についてなんですけれども、昨日、会長から皆様に報告させていただきましたが、修正がある場合は8月22日金曜日までに事務局に御連絡ください。修正の提出方法としましては、メール本文に修正箇所を書き出してくださいか、または該当のページを児童青少年課にファクスをお送りいただくのでも大丈夫です。紙ベースの会議録を御希望の方は、後ほどお渡しをさせていただきます。

事務局からの連絡は以上でございます。

水津部会長 非常に時間がない中で大変御迷惑をおかけいたしました。次年度以降、また責任を持ってこの部分だけは喜多先生と何とかまとめていきたいと思っていますので、引き続き御協力よろしく申し上げます。ありがとうございました。

水津部会長 以上をもちまして、第5回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会を閉会いたします。ありがとうございました。